

長崎県立大学大学院地域創生研究科専攻教授会規程

〔平成31年3月20日〕
規程第10号

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「学則」という。）第7条の3第6項の規定に基づき、長崎県立大学大学院地域創生研究科の専攻教授会（以下「専攻教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 専攻教授会の会議は、専攻長が招集し、その議長となる。

2 専攻教授会の会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、原則として毎月1回開催する。

4 臨時会は、専攻長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

5 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する専任の教授である構成員がその職務を代行する。

（議事）

第3条 専攻教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 専攻教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、専攻教授会が重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とするものとする。

3 専攻教授会は、学則第7条の3第4項の規定により学長に意見を述べるにあたり、専攻内各コースの意見を尊重するものとする。

（長期欠席者の取扱い）

第4条 留学、出張その他の事由により、引き続き2か月以上専攻教授会に出席できない者があるときは、その期間当該者を選考教授会の構成員の員数から除外する。

（構成員以外の者の出席）

第5条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議事録）

第6条 専攻教授会の議事録は、事務局職員が作成し、議長及び当該会議に出席した専任の教授である構成員1人がこれを確認の上、署名する。

2 専攻教授会の議事録は、事務局が保管する。

（庶務）

第7条 研究科教授会の庶務は、学生支援部学生支援課において処理する。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、専攻教授会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年3月20日規程第10号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。